

平安貴族邸宅寢殿造の車宿

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-03-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 倉田, 実 メールアドレス: 所属:
URL	https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/6839

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



平安貴族邸宅寢殿造の車宿

倉 田 実

はじめに

平安貴族邸宅の寢殿造には、牛を放した牛車の車庫となる車宿くるまやどりが置かれていた。場所は、正門を入った南側、中門廊南廊の手前に東西棟で設けられ、向かい側には中門廊北廊に接する侍廊が位置していた。場合によっては、正門と反対側の門内にも車宿が置かれることがあった。この場合は、「東車宿」「西車宿」などとして区別された。

車宿は本来の牛車の車庫としての使用の他に、雨宿りや逢瀬、あるいは事件などの場になったり、他の用途に転用されたりする場合が認められる。これらの事例は生活史・風俗史・社会史などから見ても興味深いものがある。以下、この小稿では、貴族生活に必須の牛車の禁制や車宿の構造などを確認したうえで、車庫として示される以外の事例を追っていきたい。使用する本文の出典は論末に示した。表記は私に換えた場合がある。

なお、車宿は比叡山の僧侶などが、京内に逗留する用として保持した邸宅を言う場合がある。この意味での使用は、車庫としてのものではないので、ここでは言及しない。

一 牛車の禁制と牛屋

平安貴族の移動手段は、牛車か騎馬であつたので、車宿は必備の建物であつた。しかし、牛車は五位以上の貴族にしか許されなかつたので、六位以下では車宿は置かれなかつた。このことを記したのが、次の『枕草子』であつた。

① 六位の藏人などは、思ひかくべき事にもあらず。かうぶり得て、何の權守、大夫などいふ人の、板屋などのせばき家持たりて、また小檜垣などいふものあたらしくして、車宿に車引き立て、前近く、一尺ばかりなる木生して、牛つなきて、草など飼はするこそ、いにくけれ。〔『枕草子』一七〇段「六位の藏人などは」〕

六位の藏人が叙爵して五位になつた際に、次のようなことをしてはいけないとする段である。五位になると牛車に乗るのを許されることが、この段の背景にある。板屋の狭い家であっても、車宿を作つて車を入れ、その前近くに一尺ほどの木を植えて、それに牛を繋ぎ、草などを与えさせるのはまったく憎らしいものだとしている。五位になると、さつそく車宿が造られたことを示していよう。車宿はステータスを表したのである。だから、五位以上の貴族邸にはほぼ車宿があつたことになる。牛車用に必要なだけではなかつたのである。なお、この段については、拙著『庭園思想と平安文学』（花鳥社、二〇一八・一一）で扱つたので併せて参照されたい。

車宿は、実用性と象徴性の二重の意味で必要であつたので、邸宅の説明にも言及されることになる。次の引用は、旅立つ僧侶が貸して欲しいとした物を列挙した手紙文の一部である。

② または、十余間の檜皮屋ひとつ、廊、寢殿、大炊殿、車宿もよう侍れど、遠きほどは所せかるべし。ただ腰にゆひつけてまかるばかりの料に、屋形ひとつ。〔『よしなしごと』・五〇四頁〕

『堤中納言物語』のこの短篇物語は、わざと高価な物を挙げながら、それがなければ粗末な物でも構わないので貸して

ほしいとするおかしみが趣向になっている。「十余間の檜皮屋」は当時としては最高級の邸宅になり、それに加えて大炊殿（台所）や車宿が所望されている。しかし、旅立ちにこれらの建築物を持参する訳にはいかなないので、結局は腰に結わえて行ける程度の牛車の屋形だけが乞われている。これも本気で貸してもらいたいわけではない。とにかく、車宿が言われるところに、貴族生活に必要であった所以を示していよう。次も同じような事例として理解できる

③ 三十あまりにしてさらにわが心と一つの庵をむすぶ。これをありし住ひにならぶるに、十分が一なり。居屋ばかりを構へて、はかばかしく屋を作るに及ばず。わづかに築地を築けりといへども、門を立つるたづきなし。竹を柱として、車を宿せり。（『方丈記』・二七頁）

鴨長明は五十歳で出家し、六十歳になって日野の方丈の庵に隠棲するが、右はまだ三十歳、元暦元年（一一八四）の頃で、零落して結んだ庵の説明になる。この庵は、粗末な家の意で、それと関連して車宿のことが「竹を柱として、車を宿せり」と言及されている。竹は京近辺にも多く自生するので、切り取って車宿の構えとしたのである。長明は、下鴨神社正禰宜惣官であった父長継の子として、七歳で従五位下に叙されていた。そんな身分意識が車宿への言及になっているのかもしれない。そうでなくても、車宿が必備の建物であったことが前提としてあることは確かであろう。

ここで、車宿と関連する牛屋に触れておきたい。既ば敷地内に置かれたが、牛屋は敷地外にあった。『融通念仏縁起』下巻には、町屋に住む牛飼童の家の土間で、牛が飼葉を食べている様子が描かれている。牛は牛飼童のもとで飼育されていたのである。なお、この場面については、三省堂HPの「ワード・ワイズ・ウェブ」で連載中の「絵巻で見る平安時代の暮らし 第73回『融通念仏縁起』下巻「牛飼童の妻の出産」を読み解く」（二〇一九年五月予定）で扱ったので参照されたい。

また、牛は描かれていないが、『長谷雄草紙』に荷車を置いている家で冠物をしていない男たちの様子が描かれており、これは、牛飼童とその家かもしれない。牛飼童は副業として荷運びをしているのであろう。牛飼童の家に牛屋があること

に関わるのが次の用例であった。

- ④ また、かならず来べき人のもとに車をやりて待つに、来る音すれば、さななりと、人々出でて見るに、車宿にさらに引き入れて、轅ほうとうち下ろすを、「いかにぞ」と問へば、「今日は、ほかへおはしますとて、渡りたまはず」な
 とうち言ひて、牛のかぎり引き出でて去ぬる。〔枕草子〕二三段「すさまじきもの」

傍線部「牛のかぎり」は、底本「牛のかざり」になるが、他本によって改めた。迎えの牛車を出したところ、来るべき人乗せずに帰ってきてさつさと牛車を車宿に入れたので事情を尋ねたところ、他出の用で来られなかったと返事して、牛だけを引いて去ってしまったとされている。興ざめな事態であり、牛だけが引かれて行くのを見送るのも、そうだろうであろう。「去ぬる」は諸注に指摘はないが、牛飼童が牛を引いて門から出て、去ったことになる。牛は敷地外にある牛飼童の牛屋に戻されたのである。もし、牛屋が敷地内にあったとしたら、こうした光景は記されなかったであろう。牛車を好んだ清少納言だからこそ記された事例ともなる。

二 車宿の構造

続いて、車宿の構造を確認したい。車宿も絵巻物に描かれているので、その構造をある程度理解することができる。『奈与竹物語絵巻』に某少将邸、『春日権現験記絵』巻六に中納言平親宗邸、『法然上人絵伝』巻十二に民部卿藤原範光邸、『慕婦絵詞』巻二に僧坊の車宿がそれぞれ描かれている。これらの絵巻は鎌倉時代の成立となるが、描かれた車宿は平安時代のもので大きな径庭はないであろう。図版掲載は割愛するが、見ておきたい。

『奈与竹物語絵巻』では二間分の土間に牛車が二両置かれていて、立柱（角柱）と車輪の下部だけが描かれている。『春日権現験記絵』では敷地西側を北方から南側を見る構図で、やはり二間分と思われる扉の付いた車宿が描かれている。一

間分は扉が開かれていて、車輪の下部を見せている。また、閉めた時に扉が内側に入らないようにするための扉止めが地面に埋められているのが分かる。もう一間は扉が閉められており、中に牛車が置かれていることになる。『法然上人絵伝』では、三両の牛車が、壁や扉のない板屋根だけの車宿に置かれていて、輓が地面に着かないように輓が横に渡した枠に乗せられている。『慕婦絵詞』では『春日権現験記絵』と同じように二間分で扉が閉められている。都合三様の車宿の構造が見えるわけである。さらに他の史料で詳しく確認していきたい。

まず大きさである。貴族邸宅の場合、二間か三間の大きさとなる。右の絵画史料でも、牛車が二両か三両置かれている。『平安遺文』には、次のような間面表記が見られる。

⑤ 三間一面車宿一字、(『平安遺文』四卷・一三三八・一三〇三頁)

⑥ 三間二面車宿一字、(『平安遺文』六卷・二七七・二二九八頁)

⑤は、嘉保二年(一〇九五)一月十日付けの「大江公仲処分状案」のもので、この表記は『平安遺文』に他にもある。

⑥は、仁平二年(一一五二)十月十二日付の「賀茂某家地議状案」のものになる。二間の表記は見つからないが、先の絵巻からすると車宿の大きさとして、二間か三間が貴族邸では普通であったことが確認できる。なお、この間面表記は、東西棟の車宿には、さらに一面や二面などに付属する部屋があったことを示している。この部屋が隨身所と理解されているものになる。このことは次節で扱いたい。

続いて、土間のままであることである。絵画史料でも車宿は土間になっているが、板を斜めに置いて牛車を格納した事例がある。

⑦ この花山院は、風流者にさへおはしましけるこそ。御所造らせたまへりしさまなどよ。寝殿・対・渡殿などは、造り合ひ、檜皮葺き合すること、この院のし出でさせたまへるなり。昔は別々にて、あはひに樋かけてぞはべりし。内裏は、今に、さてこそははべるめれ。

御車宿には、板敷を奥には高く、端は下がりて、大きな妻戸をせさせたまへる、ゆゑは、御車の装束をさながら立てさせたまひて、おのづからとみのことの折に、とりあへず戸押し開かば、からからと、人も手も触れぬ先に、さし出ださむが料と、おもしろく思ひ召しよしたることぞかし。〔大鏡〕伊尹伝・二〇一―二二

風流者花山院の工夫である。牛車をすぐに引き出せるように、奥を高く、手前を低くなるように板を斜めに置いてその上に停めたという。扉を開ければ、牛車が自動的にすべり出るようにしたのである。ただし格納する際は、重たく大変であつたことであろう。こうした車宿の工夫は、流行しなかつたらしく他に見られないので貴重である。

斜めではなくても、板敷にした例は見られるが、他の用途での転用になる。次は幼帝安徳天皇が受禪した五条第の例である。

- ⑧ 以_二車宿屋_一為_二陣座_一、〔旧主為_二御所_一之時敷_二板敷_一、立_二々_一部_一、不_二改其儀_一也〕、〔山槐記〕治承四年二月二十一日条)

前大納言藤原邦綱の五条第を内裏として使用した説明の一節である。車宿が陣座に見なされたのであり、そこは旧主高倉天皇が内裏使用した際に、板敷にして立部が置かれていた。土間であつたからである。車宿の板敷は、上皇御所となつた閑院でもされていた。右の翌日の記事である。

- ⑨ 陣座〔車宿屋也〕、如_レ元、放_二板敷_一撤_二前屏等_一為_二御車宿_一、〔御車未_レ立〕、〔山槐記〕治承四年二月二十二日条)
- 閑院でも車宿が陣座として使用されていたが、内裏ではなくなつたので、元の如く板敷や前屏を撤収して車宿に戻している。板敷は車宿に不要である。車宿の板敷は、他への転用に際してであつた。なお、車宿が陣座などの他の用途に転用される事例は、後に触れたい。

長明は竹柱で車宿を構えたとしていたが、丸柱と角柱での身分規制があつたようである。

- ⑩ 居所ノ事 大臣家ニハ四足アリ。(略) 隨身所有。車宿リ有。丸柱ナルベシ。

親王家 右に同じ。

名家以下月卿雲客ノ亭ノ事 四足不可有之。(略) 隨身所不可有之。(略) 車宿ノ柱モ四方ナルベシ。(『海人藻芥』下・四八〇頁)

大臣家の車宿は丸柱で、公卿・殿上人のは角柱とされている。『海人藻芥』は室町中期成立の僧家を主とした有職故実書なので、右のことが平安時代まで遡れるかどうかになる。しかし、大臣門とされた四脚門との関連で車宿の柱にも言及されており、この規制は平安時代にもあったことであろう。

先の『春日権現験記絵』『慕婦絵詞』では扉があつて、花山院も大きな妻戸を付けていた。これ以外に次のような事例もある。

⑪ それ(鳥羽天皇准母令子内親王の破損した御所)に陪從清仲といふ者、常に候ひけるが、宮(令子)おはしまさねども、なほ、御車宿の妻戸にゐて、古き物はいはじ、新しくしたる束柱、蔀などをさへ破り焚きけり。(『宇治拾遺物語』五ノ六)

一話の部分だけ引用した。清仲は伝未詳である。令子内親王御所の留守番のようにいた清仲が、「御車宿の妻戸にゐて」、新旧お構いなく建具を壊して薪にしていたという。この後、清仲は追放されている。清仲は車宿の扉となる妻戸の前で焚火したことになるう。しかし、なぜここにいたかはよく分からない。とにかく車宿の扉が示された史料として有用であろう。

以上、車宿の構造を確認した。さらに、⑤⑥にあった「一面」「二面」について確認したい。

三 車宿の妻

前節で引用した⑤「三間一面車宿一字」、⑥「三間二面車宿一字」の「面」は間面表記なので部屋であることを意味し、そこを「車宿の妻」とする場合もあった。従来、この部屋は隨身所と理解されてきた。この用例を確認したい。

⑫ 雑色所右近辺、今度以御車宿南妻為其所、(『兵範記』久安五年(一一四九)十月十九日条)

⑬ 御車宿車(東力)妻御隨身所、仮為政所、(『兵範記』仁平二(一一五二)年八月十七日条)

⑭ 車宿立新車、「調装束」、其東妻為雑色所、鋪設如常、(『兵範記』久寿三年(一一五六)二月二十八日条)

⑮ 車宿東御隨身所為近衛官人座、(『兵範記』保元二年(一一五七)九月八日条)

⑯ 西南車宿西妻為女御殿庁、(『兵範記』保元三年(一一五八)十月十六日条)

⑰ 政官座、以同御車宿西妻三箇間、「尋常時御隨身所」、為其処、(『兵範記』仁安三年(一一六八)八月四日条)

⑫は宇治小松殿における藤原頼長息師長の元服のための室礼。車宿の南妻が雑色所とされている。車宿の南側にも部屋があったのである。⑬は藤原忠実の烏丸殿の室礼。車宿の東妻に隨身所が置かれていたのを政所にしたとする。⑭は権左中弁藤原範家の新宅移徙での室礼。車宿の東妻を雑色所としている。⑮は九条殿への方違へ行幸の室礼。ここには妻はないが、「車宿東」は「車宿の東妻」となる。御隨身所であったのを近衛官人座にしている。⑯は宇治小松殿への御幸の室礼。敷地西南にあった車宿の西妻を女御殿庁にしている。⑰は法住寺御所への行幸の室礼。西妻は三間あり、尋常の時は隨身所になっていたが、行幸のために政官座にしている。

以上のように「車宿の妻」として示されているのは、部屋のことであり、その用途の定法がなかったことを示しているよう。多くは隨身所としての使用だが、邸宅によっては雑色所や政所などとする場合もあったのである。用途が様々であつ

たので、「車宿の妻」とする表記が使用されたものと思われる。車宿は、その妻面の部屋と一棟で造作されたのであった。

四 牛車の雨宿り

車宿の用法に転じたい。車宿は主人筋が使用するのが基本であり、来客の牛車は門外の築地前に置かれるのが当時であった。したがって、次の記述は間違いであろう。

- ⑬ 車^{くるまやどり}舎は、中門の外にあり。車にて来る客人あれば、牛をはづして、車を引き入れ置く所なり。此方の車をも、常に引き置く所なりと言ふ。輿^{こしやり}舎に同じ。〔家屋雑考〕

客人も車宿に留めたとしている。貴族社会では親類以外では方違えなどを除いて、基本的に目上の者が目下の者の家に來ることはない。来客は同等か目下なのである。しかし、雨に降られた場合は別であり、目下の者の家に入ることはいふまでもなく得た。

- ⑭ 参内、今（日）南殿御読経結願也。予御読経畢程参^レ鳥羽殿、六条南程夕立、雨依無^レ術、和泉守仲兼家車宿二^レ乍^レ車暫立寄、夕立了後参入、〔殿曆〕天永元年（一一一〇）六月十七日条

摂政右大臣忠実が牛車で移動中に夕立にあったので、通り道にあった和泉守仲兼の家の車宿で雨宿りした事例である。忠実は乗車したまま車宿で夕立をやり過ごしている。下車しないのは、格下の者の家であったからであらう。

これとは逆に、目上の人の家の車宿に牛車を停めることがあれば、それは事件であった。

- ⑮ 詣^②左府。御読経結願也。民部卿・藤相公・左大弁・宰相中将被^レ参。藤相公被^レ示、去十六日、汝車依^③甚雨、立^④民部卿家車宿、仍民部卿怒云々。聞驚、帰^⑤家令^⑥尋^⑦問彼日相従男等、新牧童醉中所^⑧作、即召捕、為^⑨使^⑩拳直朝臣奉送、被^⑪返送、即追放。〔権記〕長保四年（一一〇二）五月十九日条

左大臣道長邸でのことである。時に行成は従三位右大弁、民部卿は正三位大納言藤原懷忠である。藤相公懷平から行成の車が激しい雨にあったため、民部卿懷忠の家の車宿に無断で停めたので、民部卿が怒っていると知らされた。驚いた行成は家に帰ってその日に従っていた男たちを尋問し、酔った新牧童の仕業と判明した。そこで拳直朝臣を使いとして犯人の新牧童を民部卿のもとに送ったところ、返されてきたので追放したということであった。

牛車は枇榔・網代板・布などで屋形が作られているため雨に弱い。公卿であれば、雨皮あまがわと呼ぶ油を塗った覆いをかぶせて雨をしのぐことができたが、持ち合わせてなかったのだろう。『西宮記』臨時三には「雨皮、公卿以上、車張」（五五四頁）とある。だから新牧童は通りすがりの民部卿の家に入り込んで車宿に停めてしまったのである。牛車を雨宿りさせたのである。しかし、目上の人の家の車宿を無断で借用することがいいわけではない。そこで行成はその仕業をした犯人を民部卿の家に送って謝罪したのである。民部卿はそれで了解して送り返したのであった。

目上の人の家の車宿が牛車の雨宿りにされた事例であり、同じようなことは他にもあった。鎌倉時代のものになるが、見ておきたい。『古今著聞集』の「承元二年十月、進士定茂文殿の作文に夏の袍を着て参る事、並びに新調の車を雨に濡らさざる事」の後半である。

②① この定茂、あたらしく車を仕立てたりけるを、いかにも人に貸す事などなくて秘藏して持ちたりけるに乗りて、通方の大納言のいまだ殿上人にておはしける時、かの亭へ参りたりけるほどに、にはかに雨降りければ、いそぎたちて、この車を門の中へ引き入れて、車宿なる亭主の車をば引き出して雨に濡らして、おのれが車を車宿に立ててけり。所司見つけて、「いかにかかる事をばするぞ」と咎めければ、「君は幾度も調じかへたまはん事、やすかりぬべし。定茂が一車を濡らしては、また調じがたければ、かくしたるぞかし」と言ひければ、所司、力およばでやみにけり。

（『古今著聞集』一六ノ五三六）

定茂の素姓は未詳だが、この段以前に登場した際には、「進士の志定茂さかんといふ侍学生」（五三四）とされていた。志は

八位相当になるが、牛車を新調して大事にしたようである。また、大納言源通方の邸に出かけた際に降雨にあったので、急いで門内に牛車を入れさせ、車宿にあった主人用を引き出して、替わりに自分のを停めたのであった。それを家人に咎められると、通方は何度も牛車を新調できるが、自分はそうもできないので、こうしたのだと居直ったという。家人は、それに反論できなかったとされて話は終わっているが、事実とすれば放擲されたことであろう。この点とはかく、雨に弱い牛車を、目上の家の車宿に停めて雨宿りさせた事例となる。

次は、降雪にあつて牛車を神社の車宿に停めた事例である。

②② 賀茂に詣でたりしに、雪のいみじう降りしかば、車宿に引き入れて見れば、もの古りたる木どもみな白み渡りたるに、見れば、鳥居の方に、いとことごとしうて、頼家が詣づるに、供なるあやしげなる下衆して、このわたりに住む尼の申すとして言ひかけて来、とてやる

老木にも花は咲きけりちはやぶる雪にぞ見ゆる神のしるしは（『四条宮下野集』・一九四）

賀茂神社に下野一行が参詣した折のことである。雪がひどく降ってきたので鳥居近くの車宿に牛車を入れて、境内を見渡していたという。この車宿は神社に付属するものになる。絵巻では、『慕婦絵詞』巻六に北野社の鳥居の内側に三間二間の吹き放しの車宿が描かれている。また、『春日権現験記』絵巻三十に春日大社の五間三間で両妻が壁になる車宿も描かれている。現在でも春日大社には、同じく五間三間で妻が壁になる吹き放しの車宿（神社では車舎）が置かれている。これは瓦葺きだが、当時の賀茂神社のものは松皮葺であったことであろう。吹き放しなら、供人と共に雪宿りしながら、鳥居近くに源頼家（頼光息）が参詣する様子も見えたのである。だから歌を贈っているが、これは省略したい。神社の車宿に雪宿りした事例として貴重であった。

ここで、寺社の車宿の大きさに触れておきたい。貴族たちの参詣があるので、大きく作られていた。次はその史料である。

②③ 八間二面車宿一字、(『都督納言願文集』保安二年(一一二二)十二月二十三日)

②④ 車宿一字「十間一面比皮葺」、(『平安遺文』八卷・三八七九・二九七九頁)

②③は大納言藤原仲実が建立した雲林院堂のもの、②④は東大寺のものである。八間や十間など貴族邸宅よりもはるかに大きい車宿が造られていたのである。その一端は先に示した現在の春日大社の車宿で想像できるのである。

五 逢瀬の場と籠る場

車宿が雨宿りの場になった事例を見たことになる。続いて、車宿の牛車で一晚過ごした例を二つ見ることにしたい。一つは逢瀬の場として使用された特異な事例であり、もう一つは籠って寝過ごしてしまった事例になる。まず前者である。

②⑤ このごろは四十五日の忌違へせさせたまふとて、御いとこの三位の家におはします。例ならぬ所^{ところ}にさへあれば、見苦しと聞こゆれど、しひて率ておはしまして、御車ながら人も見ぬ車宿に引き立てて、入らせたまひぬれば、おそろしく思ふ。

人静まりてぞおはしまして、御車にたてまつりて、よろづのことをたまはせ契る。心得ぬ宿直の男どもぞめぐり歩く。例の右近の尉、この童とぞ近くさぶらふ。あはれにもののおぼさるるままに、おろかに過ぎにし方さへくやしうおぼさるるも、あながちなり。

明けぬれば、やがて率ておはしまして、人の起きぬ先にと急ぎ帰らせたまひて、早朝、

寝る夜の寢覺の夢にならひてぞふしみの里を今朝は起きける

御返し、

その夜より我が身の上は知られねばすずろにあらぬ旅寝をぞする

と聞こゆ。(『和泉式部日記』六七～八頁)

帥宮敦道親王が、忌違えのためにいとこの家(母超子の弟道兼男の兼隆か)に和泉式部を連れ出した折のことである。和泉式部は牛車に乗せられたまま車宿に引き入れられ、帥宮は一人家内に入ってしまった。そして、寝静まった夜になって車宿に置かれた車に戻り、そこで契りを交わしている。宿直の男たちは不審に思いながら回りを巡り歩いているが、供人の右近の尉と小舎人童がいるので誰何しなかったであろう。二人はそのまま車宿の牛車の中で一晚過している。車宿が個室となり、異常な逢瀬の場になっているのである。

夜が明けるとそのまま和泉式部の家まで送り届けて、帥宮は帰邸している。そして、後朝の歌を早々に贈っている。いとこの家は伏見にあったのか、車宿で寝ずに過したことを「臥し見」として掛詞にしている。和泉式部は、それを「すずろにあらぬ旅寝」と詠んでいる。異常な車宿での逢瀬の一夜を歌にとどめたのである。

帥宮と和泉式部は、牛車で一晚寝ずに過したわけだが、そこで寝過した例がもう一つである。

②⑥ 左衛門尉頼実といふ藏人、歌の道すぐれても、また好みにも好み侍りけるに、七条なる所にて、人々「夕に時鳥を聞く」といふ題を詠み侍りけるに、酔ひて、その家の車宿に立てたる車に、歌案ぜむとて、寝過ぐして侍りけるを、もとめけれど、思ひ寄らで、すでに講ぜむとて、人皆書きたる後にて、「このわたりは稲荷の明神こそ」とて、念じければ、きとおぼえけるを書きて侍りける。(『今鏡』打聞第十・敷島の打聞・四九五頁)

源頼光孫、頼国息となる頼実の、二話からなる歌徳説話の前半で、詠歌以下は割愛した。歌会に出かけた家で、歌を案じるためにその家の車宿に置いた牛車に籠ったわけだが、酔いも手伝って、そこで朝まで寝過ぐしてしまったという。創作のために一人になれる密室が必要であったのであり、そのために車宿に置いた牛車が思いつかれたことになろう。この車宿は、扇(妻戸)が付いていたことになる。そうするとここは開放的な寝殿造では得難い一人になれる場であった。しかし、酒酔いで寝過ぐしたのである。人々が頼実を探しても、まさか車宿に置いた牛車にいるとは思えないので、起こさ

れることはなかったのである。ここで寝るという事態が異例であったことも暗示していよう。

二例とも車宿に置いた牛車で二晩過ごした例であった。共に個室として使用されたことになる。一つは逢瀬のため、一つは創作のため、そして、結果的に寢室のためであった。

六 拘束・リンチの場

ここでは前節とは違って、車宿が拘束・リンチの場として使用された事例を扱いたい。こうした事例が『今昔物語集』に幾つか見られるのである。次は「放免共為強盗入人家被捕語」で、検非違使の放免たちが強盗に入ろうとして、手引きさせるためにその家の下人を手懐けたつもりであったが、下人は主人に伝えたため、事前に配置された武者たちに捕縛され、射殺されたという話である。引用は捕縛されることである。

②⑦ 其ノ時ニ放免共ハラ／＼ト入ルニ、入レ立テ、兵共儲タル事ナレバ、正ニ愚カナラムヤハ、独リ宛ニ捕ヘツ。盗人

八十人許有ケルニ、えもいは艶ヌ兵共ノ四五十人兼テ儲テ待タムニハ、聊ニ不動サズシテ皆捕ヘテ、車宿ノ柱ニ縛リ付テ、

其の夜ハ有テ、夜明テ後ニ見レバ、皆目ヲシバ叩テ被縛付テ有リ。(『今昔物語集』二九ノ六)

押し入った十人の盗人に対して、待機していたのが四五十人の武者では、戦いにもならない。一網打尽で捕縛され、車宿の柱に縛り付けられてしまっている。車宿が盗人を拘束する場として使用されたのである。それは車宿の構造と関係していよう。土間であり、二、三間分の大きさなので柱も幾つかあったからである。盗人を拘束するのに都合がつく施設だったのである。

同じような話は、「筑後前司源忠理家人盗人語」にも見られる。たまたま方違え先で、自分の家に押し入ろうとした盗人たちの談合を耳にした主人は、一味に召し使っている侍がいるのに気付いた。そこで、家に帰るとその侍を外出させ、

その間に家財・家族を他所に運び出しておいた。帰宅した侍には、何もなかったように振舞い、押し込みの日の夜になって、近所に家に避難した。引用は、盗人が押し込んだところである。

②⑧ 其ノ間ニ盗人共来テ、先ヅ門ヲ叩ケルニ、此ノ仲スル侍、門ヲ開テ入レタリケレバ、二十人許ノ盗人立ニケリ。

心ニ任セテ家ノ内ヲ涼ケレドモ、露許ノ物モ無カリケレバ、盗人求メ侘テ出テ行クトテ、此ノ仲スル侍ヲ捕ヘテ、

「我等ヲ謀テ物モ無キ所ニ入レタリケル」ト云テ、集テ吉ク蹴踏^{けふみれう}捷^{はて}ジテ、畢ニハ縛テ車宿ノ柱ニオボロケニテハ可^と時免^{とよめるすべ}キ様モ無ク結ヒ付ケテ、出テ去ニケリ。『今昔物語集』二九ノ一二

押し込んだ盗人は、家財が何もないのに呆れ、手引きした侍に、だまして何もない家に入れたと怒ってひどい目に遭わせたうえに、車宿の柱に嚴重に縛り付けて出て行つたという。こらしめたのである。先の話と同様に、車宿がリンチ・拘束する場として使われたことになる。

車宿が拘束・監禁する場であつたと理解すること、次のような話になぜ車宿が出てくるのかが納得されることになる。『安倍晴明随忠行習道語』である。陰陽道を習いたいと言つて訪ねてきた老法師は、自分の技量を試しにきたのだと晴明は悟り、懲らしめてやることにした。供に連れていた二人の童は「識神ニ仕テ来タ」と判断した晴明は、手印・呪文で隠したうえで、今日は暇がないので吉日にお出でくださいと言つて老法師を返した。引用は、童がいないことに気づいた老法師が戻ってきたところである。

②⑨ 「今ハ一二町ハ行ヌラム」ト思フ程ニ、此法師亦来タリ。晴明見レバ、可然キ所ニ車宿ナドヲコソ臨^{のぞみありき}行ヌレ。臨行テ後ニ、前ニ寄来テ云ク、「此共ニ侍ツル童部二人乍ラ忽ニ失セテ候フ。其給ハリ候ハム」ト。『今昔物語集』二四ノ一六

戻つた老法師は、童をあちこち探して、車宿も覗いている。ここにだけ車宿という建物の名が出てゐる。なぜそうなのか。それは車宿が拘束する場として認識されることがあつたからであらう。だから老法師は、車宿に隠されているのでは

ないかと疑ったのである。車宿が拘禁・拘束する場であつたことは間違いないと思われる。なお、同話が『宇治拾遺物語』十一ノ三にあり、ここでも「法師とまりて、さるべき所々、車宿など覗き歩きて」となっている。

こうした話がある一方で、盗人侵入を察知して車宿に隠れて待ち伏せする例もある。「平貞盛朝臣於法師家射取盗人語」になるが、本文引用にとどめたい。

③⑩ 然テ夜半ニハ過ヤシヌラムト思フ程ニ、門ヲ押ス音ノシケレバ、貞盛、「此ハ盗人ニヤ有ラム」ト思テ、調度搔負テ、車宿ノ方ニ行テ立隠レヌ。（『今昔物語集』二九ノ五）

侵入待ち伏せには車宿が最適であつた。門の近くであり、侵入を察知できる。そして、土足のまま隠れられ、飛び出せるからである。盗人の話に、車宿が恰好の舞台となっているのである。

七 輿宿・輦宿と陣座への転用

前節までは私的な事例を見たことになる。本節以下は公的な場での車宿の転用を簡単に見ることにしたい。

車宿が牛車用ではなく、行幸先になった折には、輿や輦などの格納に使用される場合があつた。これらは『兵範記』に多く見られる。

③① 車宿為御輿宿、（『兵範記』仁平二年（一一五二）三月六日条）二一

③② 北車宿為御輿宿、（『兵範記』久寿三年（一一五六）三月十一日）

③③ 西車宿為御輿宿、（『兵範記』保元二年（一一五七）九月八日）

③④ 御輦宿、以西御車宿為其処、（『兵範記』仁安三年（一一六八）八月四日）

③①は法皇五十賀のための鳥羽殿への行幸、③②は白河殿への石清水八幡宮行幸還御、③③は九条殿への方違え行幸、③④法住

寺御所への朝覲行幸である。いずれも車宿が輿宿や輦宿に転用されている。^{③②}～^{③④}で、車宿が方位で示されているのは、複数あったからである。^{③③}^{③④}などからすると、反対側の「東車宿」は、本来の使用であったと思われる。

貴族邸宅が里内裏になった場合は、二節で触れたように車宿が陣座として使用されることが多い。

③⑤ 東車宿装陣座、(『兵範記』仁安三年(一一六八)二月十九日条)

③⑥ 以車宿屋為陣座、(『山槐記』治承四年(一一八〇)二月二十一日条)

③⑦ 以車宿為陣座、(『山槐記』治承四年(一一八〇)五月二十二日条)

③⑧ 東車宿為陣座、(『山槐記』文治元年(一一八五)八月十四日条)

③⑤は藤原基房の閑院第での受禪、③⑥はすでに⑧として見た。③⑦は平清盛の八条坊門櫛笥殿、③⑧大炊御門殿である。以上は確認だけにとどめたい。

八 大饗や産養での転用

大饗や産養などにおいても車宿は、他に転用されている。これも簡単に触れておきたい。

③⑨ 車宿に毛つるめなる馬二疋これを引き立つ。(『古事談』二ノ七四)

④① 車副牛飼儲東車宿、(『兵範記』仁平二年(一一五二)正月二十五日条)

④② 同屋御車宿為尊者牛飼牛付舍人座、(『兵範記』保元二年(一一五七)八月十七日条)

④③ 車宿間引幔為饗所、(『山槐記』応保元年(一一六一)十二月十四日条)

④④ 以御車宿為孔雀経法供所、(『山槐記』治承二年(一一七八)十月二十五日条)

③⑨は藤原顕忠の大饗(時期不明)での引出物の馬が車宿に置かれたこと、④①は東三条邸での左大臣藤原頼長大饗で、車

副や牛飼用の饗の儲けがされたこと、④は藤原基実任右大臣大饗で、尊者の牛飼や牛付舎人の座が設けられたことになる。下々の人たちのために車宿が使用されるのである。

④②は内大臣中山（藤原）忠親の子の七日の産養で饗所にされたこと、④③は中宮御産のための孔雀経法供所としたことである。その家の規模や家族構成などによって、車宿は様々に転用されたのである。

おわりに

車宿の構造や格納以外の使用法を見てきた。言及できなかった事例も多いが、以上の検討でも、車宿に対して、牛車を格納する所とするだけでは済ませられない事例があったことは認められよう。車宿にも見るべき問題があるわけであった。貴族邸宅の寝殿造において、車宿も多様な働きをしていたのである。

原典の引用は、次に拠った。

文学作品は新編日本古典文学全集、未所収の『古今著聞集』は新潮日本古典集成、『今鏡』は講談社学術文庫、和歌は『新編国歌大観』、『海人藻芥』『家屋雑考』は新校群書類従、『都督納言願文集』は大日本史料、『西宮記』は神道大系、『古事談』は新日本古典文学大系、古記録で『山槐記』『兵範記』『中右記』は増補史料大成、『権記』は史料纂集、『殿暦』は大日本古記録をそれぞれ使用した。古記録などの検索は、東京大学史料編纂所・国立歴史民俗博物館・国際日本文化研究センターのデータベースを使用した。